

物 件 調 書

物件番号 3

※ 物件調書は、本物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で土地の利用制限及び諸規制等について調査確認をおこなってください。

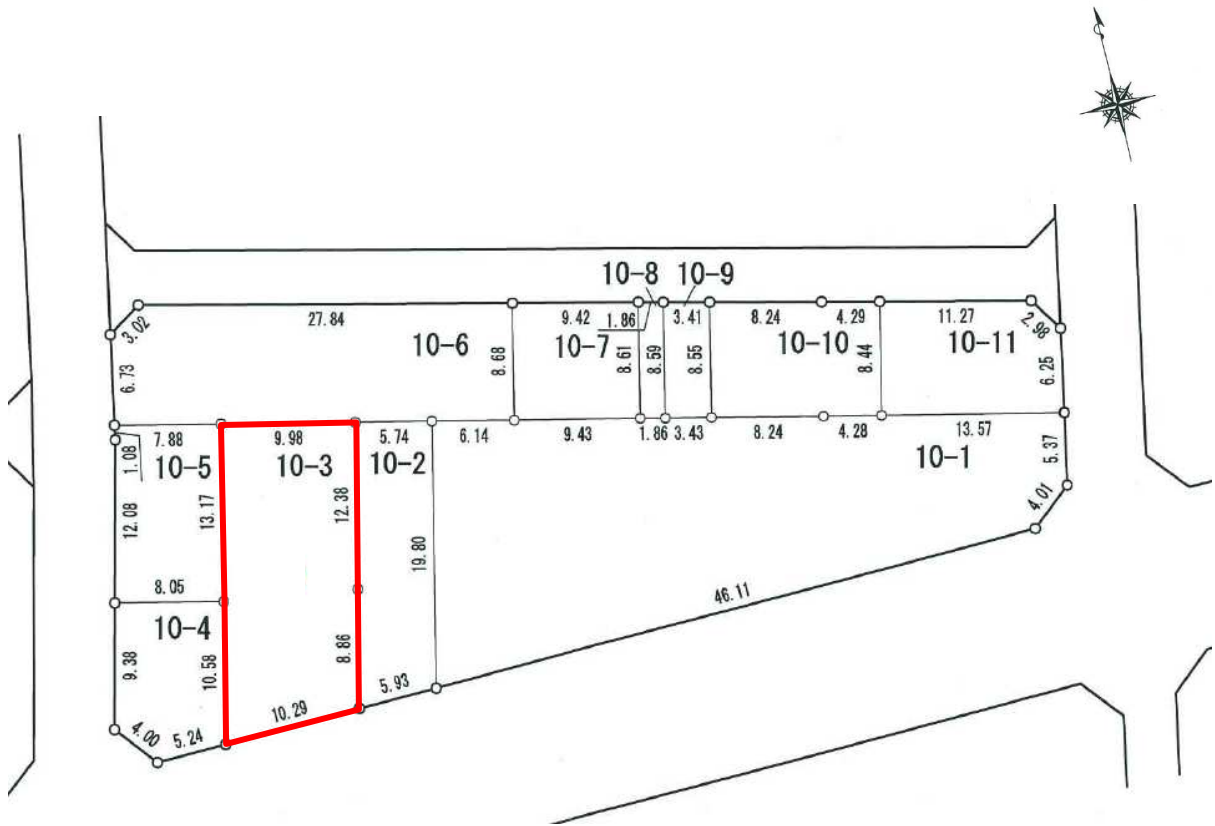
所在地	明石市西明石東町10番3
貸付面積	224㎡
現況	更地
貸付形態	土地賃貸借契約 (民法(明治29年法律第89号)第601条に規定する土地賃貸借契約)
貸付期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
用途	平面駐車場(時間貸駐車場又は月極駐車場を含む)に限る
最低貸付価格 (年額)	¥567,000-(消費税込) (この金額未満の入札は無効となります。)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、当該地では、土地全面にアスファルト舗装を施し、道路面以外の3方にはフェンスを設置しております。借受人は当該地を平面駐車場として利用してください。 ・ 駐車レイアウトは、敷地東西に隣接する民家側に車の排気ガスが入らないよう工夫することとし、必要に応じて「前向き駐車をお願いします」等の看板を設置してください。 ・ 貸付対象には、既設のネットフェンスが含まれています。貸付期間中の管理及び補修等については、すべて借受人の負担で行ってください。 ・ 既設のネットフェンスを撤去することは出来ません。 ・ 原則、貸付期間満了時には原状復旧をしてください。ただし、貸付期間満了時に明石市が原状復旧不要として認める場合があります。 ・ 近隣に民家が密集しており、かつ、当該地への出入りは歩道を通る必要があるため、車両の出入りの際には歩行者の安全を確保出来るよう、安全対策をおこなってください。 ・ 貸付期間中、当該地既設の工作物(フェンス等)もしくは、借受人が設置した工作物(車止め、ゲート、防犯カメラ等)に起

	<p>因する事故等で第三者に損害を与えた場合については、全て借受人の責任において適切に対処してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間中、当該地における事故等で第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において適切に対処してください。 ・貸付期間中の管理及び補修等については、すべて落札者の負担でおこなってください。 <p>【時間貸駐車場もしくは月極駐車場として利用する場合、以下の条件を全て満たしてください。】</p> <p>(共通事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 駐車スペースが明確となる白線等を引くこと。 (2) 駐車マス1スペースごとに、車止めを設置すること。 (3) 駐車マスのレイアウトを作成し、事前に明石市の承認を得た上で整備すること。 (4) 当該地で24時間入出庫可能な時間貸駐車場を運営する場合は、十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、運営実績のある法人以外は、申込み出来ませんのでご注意ください。また、土地賃貸借契約書(案)「特記事項」(P49～P51)記載事項についてもご確認のうえ、お申込みください。 <p>(時間貸駐車場として利用する場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> (5) 貸付期間中、当該地に防犯カメラを設置してください。また、近隣地の映り込みには十分に注意した上で、映像データの個人情報保護については万全の管理を行ってください。
契約上の特約等	本応募要領P5～6『契約上の特約』のとおり。

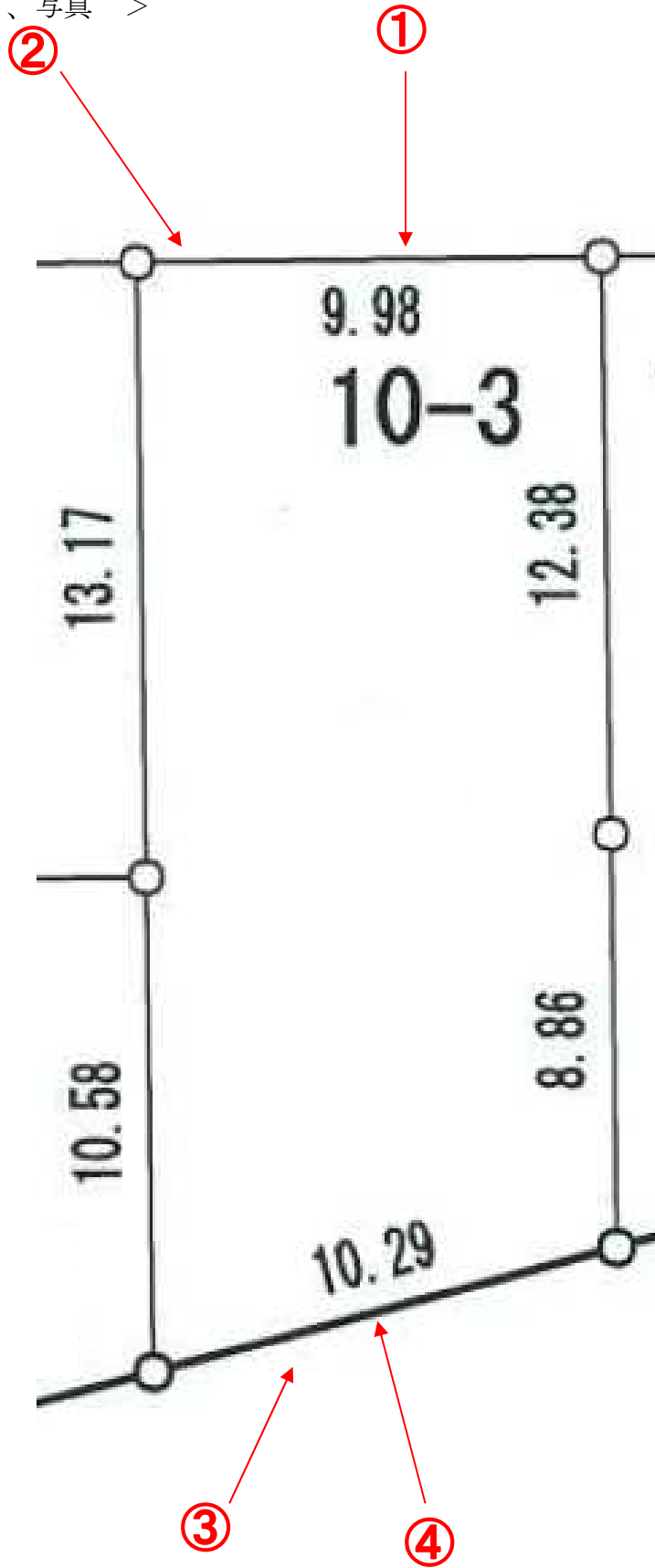
< 位置図 >



< 位置图 1 >



< 位置図 2、写真 >



< 写真 >

①



②



③



④

